

特定医療費（指定難病）医療費助成の申請に係るマイナンバーの確認について

マイナンバー制度の施行に伴い、平成29年6月から、この助成事業を利用される皆様のマイナンバーを確認させていただくことになりました。申請に当たっては、以下のとおり「①他人が成りすましをしていないかの確認（本人確認）」と、「②記載された番号が正しいことの確認（番号確認）」の2つを実施させていただきます。

- 代理人が申請する場合は、別途確認書類が必要です（裏面参照）
- 本人または代理人が窓口を持参される場合は、確認書類の提示のみで、写しの提出は不要です。
- 郵送で申請される場合は、確認書類又はその写しも提出が必要です。なお、提出いただいた番号確認等のための書類については、マイナンバーの取扱い上、破棄させていただきますのでご了承ください。

1 本人申請、または 郵送による申請の必要書類

（確認1）本人確認

- ・ 以下の①または、②のいずれかにて、申請者の本人確認を行います。
- ・ 更新申請の方は「受給者証」と「申請者の保険証」により、本人確認が可能です。

① 顔写真付きの必要書類（以下のうち1つ提示）

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- パスポート
- 療育手帳
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 国勢調査員証や小型船舶操縦免許証等の公的機関が発券・発行した写真が入っている書類で
①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの（※管轄の保健所にご相談ください）

② その他の必要書類（以下のうち2つ提示）

- 保険証（公的医療保険の被保険者証）
- 指定難病の医療受給者証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 社員証、学生証、氏名住所が記載された預金通帳（ゆうちょ銀行等）
- 官公署の公印が押印されている書類等で①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの（住民票等）

（確認2）番号確認

- ・ 以下により、申請者（受給者）の番号（マイナンバー）を確認します。

- ・ 必要書類（申請者について、以下のうち1つ提示）

- 個人番号カード
- 通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し

※ いずれもお持ちでない場合は、保健所にご相談ください。

※ 番号確認（確認2）の必要書類に、「住民票」を用いた場合は、その住民票は本人確認（確認1）の必要書類としては利用できません。

2 代理人申請の必要書類

（確認1）代理権の確認

●以下により、申請者の代理人であることを確認します。

・ 必要書類（申請者について、以下のうち1つ提示）

①法定代理人の場合

戸籍謄本 その他、その資格を証明する書類

②上記以外の場合

「申請者（受給者）」の健康保険証 「申請者（受給者）」の個人番号カード 委任状（別紙）

（確認2）本人確認

・ 以下の①または、②のいずれかにて、**代理人の本人確認**を行います。

① 顔写真付きの必要書類（以下のうち1つ提示）

個人番号カード 運転免許証 運転経歴証明書 パスポート 療育手帳
 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 在留カード 特別永住者証明書
 国勢調査員証や小型船舶操縦免許証等の公的機関が発券・発行した写真が入っている書類で
①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの（※管轄の保健所にご相談ください）

② その他の必要書類（以下のうち2つ提示）

保険証（公的医療保険の被保険者証） 年金手帳 児童扶養手当証書
 特別児童扶養手当証書 社員証、学生証、氏名住所が記載された預金通帳（ゆうちょ銀行等）
 官公署の公印が押印されている書類等で①氏名及び②生年月日又は住所の記載があるもの
（住民票等）

（確認3）番号確認

・ 以下により、**申請者（受給者）の番号（マイナンバー）**を確認します。

・ 必要書類（申請者について、以下のうち1つ提示）

個人番号カード 通知カード 個人番号が記載された住民票の写し

※ いずれもお持ちでない場合は、保健所にご相談ください。

※ 番号確認（確認2）の必要書類に、「住民票」を用いた場合は、その住民票は本人確認（確認1）の必要書類としては利用できません。